





## 医療制度改正

### その③

平成20年度から

# 国民健康保険税の特別徴収が始まります

先月号では、75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」の保険料と徴収方法についてお知らせしました。平成20年度から、国民健康保険に加入する65歳以上の世帯主についても、国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）が始まります。今月号は、その特別徴収についてお知らせします。

表① 特別徴収・普通徴収の判定例（いずれの例も世帯主は夫）

例1	夫72歳(国保)・妻68歳(国保)	特別徴収
例2	夫72歳(国保)・妻63歳(国保)	普通徴収
例3	夫78歳(後期高齢)※・妻68歳(国保)	普通徴収
例4	夫72歳(社保)※・妻68歳(国保)	普通徴収
例5	夫72歳(国保)・妻68歳(国保)・子40歳(国保)	普通徴収
例6	夫72歳(国保)・妻68歳(国保)・子40歳(社保)	特別徴収

※は擬制世帯主

**特別徴収の対象者**

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主(注を除く))であつて(表①)、次の①、②の条件とともに満たす場合は、原則として国民健康保険税は年金からの天引きとなります。

① 年額18万円以上の年金を受給している場合(担保に供している場合等を除く)。

② 介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の2分の1未満の場合。

それ以外の人は、今までどおり普通徴収(現金や口座振替による納付)です。

※被保険者の資格喪失や所得更正等により国民健康保険税が減額となる場合や、特別徴収の介護保険料が普通徴収になる場合は、国民健康保険税の特別徴収が普通徴収に変更となります。

また、国民健康保険税が年度途中で増額となる場合は、増額のみ普通徴収となる場合もあります。

(注)擬制世帯主：国民健康保険の被保険者でない世帯主

## 対象となる年金

特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金および遺族年金で、受給額が年額18万円以上のものです。

- また、複数の年金を受給している場合は、年金保険者によって次の優先順位で徴収されます。
1. 社会保険庁
  2. 国家公務員共済組合連合会
  3. 日本私学振興・共済事業団
  4. 地方公務員共済組合連合会

■問い合わせ 保険課健康保険係 (TEL) 20258

## 70歳から74歳の人の医療費窓口負担の見直しについて

平成20年4月から、70歳から74歳の人の医療費窓口負担が「2割」負担に見直される予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は現行の「1割」負担に据え置かれることになりました。

※すでに「3割」負担している人(現役並み所得者)や、一定の障害があり認定を受け後期高齢者医療制度の対象となる人は除きます。